



人事・労務に役立つ NEWS

# 事務所通信

発行:井上社労士事務所

〒184-0004 東京都小金井市4-1-38-213

TEL:090-6525-0188 FAX:042-381-3465

e-mail:sri@mi-sr.com



## 1. 高齢者の雇用状況が公表されました

平成29年「高齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果が公表されました。

高齢者雇用安定法では、企業が定年を定める場合、その定年年齢を60歳以上とすることを義務付けています。

加えて、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じることを義務付けています。

この調査は、これらの制度の実態を把握するため、同法の規定に基づいて行われているものです。



### 高齢者の雇用状況のポイント

主要な集計結果は次のとおりです(割合は、調査対象企業中の割合)。

- ・「65歳定年」としている企業⇒15.3%(前年比0.4ポイント増)
- ・「定年制の廃止」を実施した企業⇒2.6%(同0.1ポイント減)
- ・「66歳以上定年」としている企業⇒1.8%(同0.7ポイント増)
- ・「66歳以上希望者全員の継続雇用制度」を導入している企業⇒5.7%(同0.8ポイント増)
- ・70歳以上まで働ける企業⇒22.6%(同1.4ポイント増)

高齢者雇用安定法では、定年は60歳で、65歳までの雇用確保措置を各企業に義務づけていますが、この集計結果から、法定の義務を上回る制度を設けている企業が多いことが分かります。特に、70歳以上まで働ける企業(希望者全員というわけではありませんが、要件に該当する労働者・企業が求める労働者については70歳以上まで働ける企業)が増えていることが目立ちます。

各企業において、人手不足感が強くなっていることが影響していると思われます。



政府も、65歳以上への定年引上げ、希望者全員を66歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入などを行った事業主を対象とした「65歳超雇用推進助成金(65歳超継続雇用促進コース)」を設けるなどして、高齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会の実現を後押ししています。



助成金を活用しつつ、定年延長などを行い、かつ、高齢者の知識や経験を生産性の向上につなげることができれば理想的ですね。ご質問、ご相談などがあれば、気軽にお声かけください。

## トビックス 2. 確定拠出年金の掛金 拠出の単位が年単位に（平成 30 年 1 月～）

確定拠出年金の掛金は、月単位で拠出することとされていますが、平成 30 年 1 月からは、年単位で拠出することが可能となります。どのような改正が行われるのか、確認しておきましょう。



### 確定拠出年金制度の改正／掛金の拠出単位の年単位化

#### <改正のポイント>

	改正前	改正後
掛金の拠出時期	月単位で毎月	年 1 回以上、定期的に
拠出限度額の考え方	1 月につき拠出できる掛金の額	1 年間に拠出できる掛金の額の総額 (改正前の拠出限度額[月額]×12)
掛金の納付期限	翌月末日まで	・企業型確定拠出年金 企業型年金規約で定める日まで ・個人型確定拠出年金 個人型年金規約に定めるところによる

#### <解説>

確定拠出年金の掛金は、現在、月単位で拠出することとされていますが、来年 1 月からは、12 月から翌年 11 月までの 1 年間を単位として、複数月分をまとめて拠出することや 1 年間分をまとめて拠出することが可能となります。

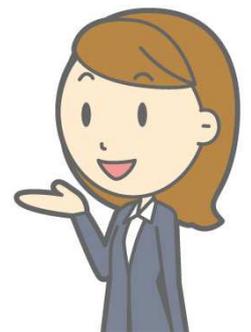
なお、納付は、上記の 1 年間を翌月にずらした“1 月から 12 月まで”の範囲内で行うこととなります（税制の観点から、納付月ベースでは暦年が単位となります）。

**注①**「年 1 回以上、定期的に拠出」の要件を満たせば、年 2 回といった拠出も可能です。これまでと同様に毎月拠出とすることも可能です。

**注②**この改正は、平成 30 年 1 月から施行されるため、平成 29 年 12 月分の掛金（平成 30 年 1 月納付分の掛金）は、年単位化による拠出の対象となりません。したがって、改正初年においては、平成 30 年 1 月から 11 月まで（納付月ベースでは 2 月から 12 月まで）の 11 か月間が年単位化の対象となります（その期間の拠出限度額は、「改正前の拠出限度額[月額]×11」）。

この改正により、ボーナス月にまとめて掛金を納付するなど、加入者のニーズに合った掛金の納付が可能となります。

既に実施されている企業型 DC で導入するためには、納付期限などについて、企業型年金規約の変更が必要となります。



## トビックス 3. 民法の一部改正 平成 32 年施行を目指す

法務省から、本年 6 月 2 日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」について、平成 32 年（2020 年）の施行を目指して準備を進めているとのお知らせがありました。近い将来施行されることになる改正です。概要を確認しておきましょう。

#### 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の概要

民法のうち債権関係の規定（契約等）は、明治 29 年（1896 年）に民法が制定された後、約 120 年間ほとんど改正がされていませんでした。

今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関

する規定を中心に、社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものです。

実質的な改正事項には、次のようなものがあります。

- 消滅時効に関する見直し⇒業種ごとに異なる短期の時効を廃止し、原則として「知った時から5年」にシンプルに統一
- 法定利率に関する見直し⇒現行の年5%を年3%に引き下げた上で、市中の金利動向に合わせて変動する仕組みを導入する
- その他、保証に関する見直し、債権譲渡に関する見直し、約款に関する規定の新設 など  
特に気になるのは、消滅時効の改正です。法務省の資料をみてみましょう。

現 状				問題の所在
	起算点	時効期間	具体例	適用に争いのある具体例
原則	権利を行使することができる時から	10年	個人間の貸金債権など	
職業別	権利を行使することができる時から	1年	飲食料、宿泊料など	「下宿屋」の下宿料
		2年	弁護士、公証人の報酬、小売商人、卸売商人等の売掛代金など	税理士、公認会計士、司法書士の報酬、農協の売掛代金など
		3年	医師、助産師の診療報酬など	あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師の報酬など
商事	権利を行使することができる時から	5年	商行為によって生じた債権	消費者ローンについての過払金返還請求権（判例上10年）

↓ **シンプルに統一化**

改正法			
	起算点	時効期間	具体例
原則	知った時から	5年	次頁参照
	権利を行使することができる時から	10年	

- 1 職業別短期消滅時効の廃止の必要性**
- ・ 職業別の短期消滅時効(現§ 170~174)は、ある債権にどの時効期間が適用されるのか、複雑で分かりにくい
  - ・ 1~3年という区別も合理性に乏しい  
(母法国のフランスでも2008年に廃止)
- 2 時効期間の統一化に当たって**
- ・ 時効期間の大幅な長期化を避ける必要
  - ・ 単純な短期化では、権利を行使できることを全く知らないうちに時効期間が経過してしまうおそれ

**改正法の内容**

- ・ 職業別の短期消滅時効はすべて廃止
- ・ 商事時効(5年)も廃止
- ・ 権利を行使することができる時から10年という時効期間は維持しつつ、権利を行使することができることを**知った時から5年**という時効期間を追加【新§ 166】  
→ いずれか早い方の経過によって時効完成(参考)

異なる起算点からの短期と長期の時効期間を組み合わせる法制は、仏(5年・20年)、独(3年・10年)など多く見られる。

☆ 消滅時効の改正については、民法の特別法である労働基準法との関係が気になるところです。賃金の請求権の消滅時効は、労働基準法の規定により「2年」です。裁判では、未払残業代について、不法行為に基づく損害賠償請求として3年と判断されたこともあります。いずれにせよ、改正後の民法の原則的な時効の期間よりも短いこととなります。統一するという観点や労働者保護の観点から、労働基準法の2年の時効がどのように判断されるのか、今後議論されることになるかもしれません。

**お仕事  
カレンダー  
12月**



12/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一括有期事業開始届の提出(建設業) 主な対象事業:概算保険料 160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事</li> <li>●11月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> </ul>
12/31	<ul style="list-style-type: none"> <li>●11月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>●所得税の予定納税額の支払</li> <li>●10月決算法人の確定申告・翌年3月決算法人の中間申告</li> <li>●翌年1月・4月・6月決算法人の消費税の中間申告</li> </ul>

◆**あとがき**◆ 1年がたつのは早いものですね。12月になり、どちらの会社も年末調整で忙しいことと思います。来年には、配偶者控除と配偶者特別控除が見直されます(平成29年8月号~平成29年11月号で特集)が、自民党の税制調査会は2018年度税制改正の議論を始めました。高所得者の負担増を求める所得税改革を最優先課題にかかげるとの事。ある程度増税は仕方ありませんが、もう少し、使い道を吟味してほしいものです。